

答申第 1204 号

諮問第 1864 号

件名： 受付時間変更に係る報道発表文の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 7 月 3 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 8 月 12 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

令和 7 年 7 月 3 日、審査請求人は愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、愛知県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）で管理する文書の開示を求める行政文書開示請求書を提出したことから、処分庁はこれを受け付けた。

このとき審査請求人が提出した行政文書開示請求書の請求内容は

令和 7 年 4 月 1 日から愛知県警察の一部業務について、受付時間を変更した。この変更に係る（報道発表文、ホームページ掲載文、市民向けの窓口における掲示文、市民向けのチラシ）（請求日現在 本部警務課で管理するもの）

となっていた（以下、この請求内容を「本件開示請求」という。）。

(イ) 本件請求対象文書の調査

処分庁は、本件開示請求の対象となる行政文書をそれぞれ確認したところ、本件請求対象文書については、「警察行政手続に関する申請

窓口の受付時間変更の試行実施（令和 7 年務警発甲第 5 号、以下「通達甲」という。）」に基づく申請窓口の受付時間変更について、県民に周知するために実施した報道発表における発表文と解し、これを検索したところ、当該文書は警務課において共用文書として作成されたものの、既に廃棄されたことが確認できた。

共用文書とは、愛知県警察行政文書管理規程（平成 16 年愛知県警察本部訓令第 27 号）第 59 条に規定される行政文書分類基準表に分類されない保存期間 1 年未満の行政文書であり、愛知県警察行政文書管理規程の運用（平成 16 年務警・総務発甲第 140 号）に「行政文書のうち決裁、認証又は供覧の手続を要しないもの」と規定されているものである。

よって、本件請求対象文書は、通達甲による受付時間変更後、県民の反響による対応が必要な期間で保存していたものの、本件開示請求時点では、保存の必要がないと判断し、既に廃棄されていたことから、警務課において管理していないものと結論づけられた。

イ 本件処分

前記アの(イ)のとおり本件請求対象文書については作成又は取得していない若しくは廃棄済みのため、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、審査請求人に対し令和 7 年 8 月 12 日付けで、本件処分を行った。

なお、本件開示請求のうち、本件請求対象文書以外の請求は別に決定している。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は本件請求対象文書が存在する旨主張するが、本件請求対象文書は上述したとおり、作成又は取得していない若しくは廃棄済みのため、警務課において管理されていないことから、本件請求対象文書が存在しないとする本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、通達甲に基づく申請窓口の受付時間変更について、県民に周知するために実施した報道発表における発表文であると解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、本件請求対象文書は、警務課において共用文書として作成され、通達甲による受付時間変更後、県民の反響による対応が必要な期間で保存されていたものの、本件開示請求日時点では既に廃棄されていたとのことである。

当審査会において処分庁に確認したところ、本件請求対象文書は、警務課においては電磁的記録でのみ保存されていたとのことである。また、本件請求対象文書は、申請窓口の受付時間変更を周知するものであり、県民等からの問い合わせが長期に及ぶとは想定されず、実際に問い合わせもなかったことから、当該電磁的記録は削除されており、本件開示請求日時点では警務課において本件請求対象文書は確認されなかったとのことである。

これらを踏まえ、当審査会において検討したところ、本件請求対象文書は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和7年4月1日から愛知県警察の一部業務について、受付時間を変更した。
この変更に係る（報道発表文）（請求日現在 本部警務課で管理するもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 1 2 . 1	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 6 . 1 2 (第 729 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 7 . 1 0 (第 731 回審査会)	審議
8 . 8 . 2 5	答申